

岡山大学校友会サークル新設要項

(平成7年12月12日 幹事総会決定)

(改正平成16年2月10日 幹事総会決定)

第1 校友会に新設サークルとして加入するためには、まず、文化会・体育会に準加入しなければならない。文化会・体育会に準加入するためには、「岡山大学校友会サークル公認資格要項」に定める要件のほか、次に掲げる要件のすべてを満たすことを要し、書面により総務委員会に届け出るものとする。

- 一 現存する加入サークルの目的及び活動と一致しないこと。
- 二 発足（岡山大学学部共通規程第9条の手続きを経たもの。）後、2年以上活動したサークルであること。
- 三 構成員資格を全学生に開放し、入学から4年以内（医学部・歯学部は6年以内）の本学学生10名以上で構成されていること。
- 四 政治活動や宗教の布教活動などの目的を持っているとみなされないこと。
- 五 その他文化会・体育会において定められている要件に合致すること。

第2 上記の要件を総務委員会において審査し、幹事会の承認が得られた場合、文化会・体育会の準加入サークルとして認められる。

第3 準加入サークルは、校友会サークルとして最低1年間の活動期間を要し、総務協議会において資格審査を経た後、幹事総会の3分の2以上の賛成が得られた場合（岡山大学校友会会則第33条第1項ただし書き）、校友会の正式加入サークルとして認められる。

ただし、幹事総会で承認が得られなかった場合、準加入は、取り消されるものとする。

第4 準加入サークルは、正式加入サークルとして認められた後、サークル援助金及びBOXの申請ができる。

第5 幹事総会は、校友会公認サークルの新設を決定した場合（岡山大学校友会会則第33条第1項ただし書き）、全学に公開するとともに、学長に届け出るものとする。